

地方職員共済組合湯田保養所 翠山荘売却に係る 事業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 地方職員共済組合湯田保養所 翠山荘売却に係る事業者選定委員会(以下「委員会」という。)は、「地方職員共済組合湯田保養所 翠山荘売却事業」のプロポーザル方式による契約の相手方の決定に当たって、公正性、透明性を高め、中立かつ公平な立場から検討することを目的として設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、別表のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の業務を所掌する。

- (1) 募集要項、評価基準及び評価項目に関すること
- (2) 提案書類の審査、評価に関すること
- (3) 最優秀提案者及び次点提案者の選定に関すること。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(守秘義務)

第5条 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、総務部給与厚生課経理班において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

地方職員共済組合湯田保養所 翠山荘売却に係る事業者選定委員会

委員名簿

R6. 4. 1

区 分	役 職 名	氏 名
委員長	山口県 総務部次長	藤井 将志
委 員	山口市 総合政策部 企画経営課長	宮原 尚規
委 員	山口市 交流創造部 観光交流課長	藤山 正直
委 員	山口県 観光スポーツ文化部 観光政策課長	松村 隆宏
委 員	山口県 総務部 給与厚生課長	浅川 公祥